

補装具の判定に関するアンケート
(FAX 送付用)

※ 選択質問では、該当する番号を○で囲ってください。「その他」を選択した場合は具体的な内容をご記入ください。

1. 回答者について:このアンケートは、補装具製作事業者、および製作事業所に勤務する義肢装具士の方へ回答をお願いしています。
 - 1) 回答する方について教えてください。
 - ① 事業者として回答する。
 - ② 義肢装具士として回答する。
 - 2) 回答者の所属団体を教えてください。(複数選択可)
 - ① 一般社団法人 日本義肢協会
 - ② 一般社団法人 日本車椅子シーティング協会
 - ③ 公益社団法人 日本義肢装具士協会
 - ④ 無所属
 - ⑤ その他 ()
 - 3) 事業所所在地(複数ある場合は本社所在地。義肢装具士として回答の方は勤務地)の都道府県を教えてください。
()
 - 4) 事業所所在地(複数ある場合は本社。義肢装具士として回答の方は勤務先)の従業員数について教えてください。
 - ① 1人
 - ② 2~10人
 - ③ 10~50人
 - ④ 50人以上
 - 5) 事業対象とする補装具はどれですか。最も多いものから3種目選んでください。
 - ① 義肢
 - ② 装具
 - ③ 姿勢保持装置
 - ④ 車椅子
 - ⑤ 電動車椅子
 - ⑥ その他 ()

2. 直接(来所)判定について

- 1) 更生相談所の直接(来所)判定に立ち会いますか？(複数選択可)
 - ① ほぼ立ち会う。
 - ② 更生相談所から依頼があれば立ち会う。
 - ③ 補装具の種目によって立ち会うときと立ち会わないときがある。
 - ④ ほとんど立ち会わない。
 - ⑤ 更生相談所から依頼されても断っている。
 - ⑥ 補装具を事業対象としていない。→ 5. 自由記載へお進みください。
 - ⑦ その他()
- 2) 1)で「ほぼ立ち会う」、「更生相談所から依頼があれば立ち会う。」と回答した方にお聞きします。実際に立ち会ったことのある更生相談所の地域名(都道府県あるいは政令指定都市)を教えてください。(複数回答可)()
- 3) 2)で回答した更生相談所では、どのような時に立ち会いますか。(複数回答可)
 - ① 処方時
 - ② 仮合わせ時
 - ③ 完成時
 - ④ その他()
- 4) 1)で「ほとんど立ち会わない」と回答した方にお聞きします。該当する更生相談所の地域名(都道府県あるいは政令指定都市)を教えてください。()
- 5) 更生相談所の直接(来所)判定の頻度は1年あたり何回ですか？()回
- 6) 直接(来所)判定に立ち会うための平均移動時間(往復)はどのくらいですか？()時間
- 7) 更生相談所での判定についてお聞きします。最も遠い判定会場までの移動時間(往復)はどのくらいですか？()時間

8) 巡回相談についてお聞きします。最も遠い判定会場までの移動時間（往復）はどのくらいですか。

（ ）時間

9) 更生相談所あるいは巡回相談の判定において、一回あたりの判定での待ち時間は平均どのくらいですか。

（ ）分

10) 更生相談所あるいは巡回相談の判定において、一回あたりの判定での立ち会い時間は平均どのくらいですか。

（ ）分

11) 直接（来所）判定においてどの程度の意見交換が行われますか。

① 判定の場に最初から立ち会って、十分な意見交換が行える。

② 判定の場に一部立ち会って、意見交換が行える。

③ 判定の場に立ち会うが、意見交換はほとんどない。

④ 判定結果を伝えられるのみで意見を伝える場がない。

⑤ その他（ ）

3. 補装具支給手続き全般に関して

- 1) 補装具支給に至る過程で、行政機関から補装具の支給事務取扱指針を逸脱するような不適切な対応を求められることがあると指摘されています。そのような事例を経験しましたか。
 - ① 経験した。
 - ② 経験しなかった。
- 2) 経験したと答えた方は具体的な内容を教えてください。(複数回答可)
 - ① 窓口で申請を受け付けてもらえなかった。
 - ② 本来は製作の対象であるはずが修理になった。
 - ③ 機能不足にもかかわらず安価な部品を使うよう指示された。
 - ④ 材料やデザイン等以外で告示価格を超える分を利用者に自己負担させた。
 - ⑤ その他 ()
- 3) 2) で選択した項目について具体的な内容を教えてください。



- 4) 判定結果に利用者が不服申し立てをしたケースはありますか。
 - ① ある
 - ② ない
- 5) 完成用部品の借受け制度の適用を指示されたことはありますか。
 - ① ある
 - ② ない
- 6) 完成用部品の検討を勧められながら借受け制度が適用されなかったことはありますか。
 - ① ある
 - ② ない

4. オンライン診療の技術を用いた直接判定(※)について、お伺いします。

※オンライン診療の技術を用いた直接判定（以下、オンライン判定）とは
インターネットなどの通信技術を利用して、離れた場所にいる判定担当者、当事者や
支援者、補装具製作事業者などをリアルタイムにつなぎ、当事者などの様子をライブ動画
で見ながら行う直接判定のことです。

1) オンライン判定が実施されていることをご存じですか。

- ① 知っている
- ② 知らない

2) 直接判定において、オンライン判定に参加したことがありますか。

- ① ある
- ② ない

3) オンライン判定の妥当性をどう思いますか。

- ① 通常の直接判定と同等の妥当性と思われる
- ② 通常の直接判定には劣るが、既に判定の根拠として採用可能な水準と思われる
- ③ 判定の根拠として妥当性に疑問が残り、現状では判定の根拠として採用は難しい
- ④ 経験が乏しいのでなんとも言えない、わからない

4) オンライン判定は、現状ではどのような課題があると思いますか。（複数回答可）

- ① 特に課題はない
- ② 指針などによる制度的な裏付けがない
- ③ 得られる動画の空間的・時間的解像度など、用いる道具の技術的な課題がある
- ④ 管轄地域内のインターネット環境などインフラの整備が十分でない
- ⑤ 当事者と担当者が直接顔を合わせない状況での直接判定に、心理的不安が残る
- ⑥ 個人情報漏洩などセキュリティ上の懸念が存在する
- ⑦ 日程調整など事務作業の増大が懸念される
- ⑧ その他 ()

5) 今後のオンライン判定の実施について、どうお考えですか。

- ① 対象を現状より拡大する方向で実施してほしい。
- ② 限定された対象、地域で実施した方が良い。
- ③ 現時点ではまだルーチンでの実施は難しいが、導入に向けて検討してほしい。
- ④ 何らかのブレイクスルーがないと実施は難しいと考えている。
- ⑤ 今後も実施する必要が無い（あるいは実施すべきでない）と考えている。
- ⑥ その他 ()

5. 自由記載

- 1) 補装具の直接（来所）判定について現状の課題、改善すべき点があればご記入ください。

- 2) 補装具費支給制度について思うところ、当事者や行政が知っておいた方が良いと思うことがあれば記入ください。

アンケートは以上です。ご協力大変ありがとうございました。

送付先 FAX 番号 04-2995-3667